

津市監査委員告示第10号

平成27年9月8日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年10月23日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年10月28日

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 倉 田 寛 次

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成27年9月8日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 井 川 高 弘

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、法第242条第6項に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、証拠の提出及び陳述はなかった。

(1) 請求の要旨

ア 津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本件審査会」という。）の山川久仁子委員（以下「本件委員」という。）の配偶者は、津市の指名業者として登録されている企業の代表取締役であり、昨年3月に本件審査会から不当な結論に至っている答申第27号の通知を受けている請求人にすれば、許せない事柄である。

イ 本件審査会の委員は、津市と住民の間に立ち、津市が行った公文書開示に係る決定が妥当か否か、公平無私を大原則に裁決を行うのが役目である。本件委員は、行政書士という法律家にもかかわらず、委員就任を受託した裏には、何か特別な事由が存在するというのは、私の

深読みなのか。

(2) 求める措置の内容

本件委員への委員報酬は、公金の不当な支出に当たる。当局は速やかに解任手続きを行い、その支出にピリオドを打つよう求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を総務部総務課とし、関係書類の提出及び書面による事実関係の説明を求めた。

3 監査委員の除斥

平成24年7月1日から平成26年2月20日までの間において、総務部長の職にあった監査委員の高松和也について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、総務部総務課が提出した関係書類及び事実関係等回答書等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件審査会について

本件審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）に基づき設置されており、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）第19条及び津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）第41条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、委員5人をもって組織されている。

(2) 本件審査会の委員について

本件審査会の委員は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項に基づき、(1)学識経験を有する者、(2)識見を有する者及び(3)その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱している。

また、同条例第3条第6項において、「委員は、審査会の行う調査審議の公正を妨げる事情があると判断するときは、会長（会長にあっては、審査会）の許可を得て、当該調査審議に係る職務の執行を回避することができる。」と規定されている。

(3) 本件委員の委嘱に係る経緯について

前任の本件審査会の委員の任期満了に伴う委員選考において、行政書士は行政書士法に基づく国家資格者で、官公署に提出する書類の作成などその業務領域も幅広く、行政の知識においても専門知識を有していることから、本件審査会の委員の「その他市長が必要と認める者」にふさわしいと総務部総務課において考え、平成25年12月11日付け津市総第1178号にて津市長より三重県行政書士会会長あてに本件審査会の委員の推薦依頼が行われている。なお、推薦依頼の際、津市附属機関の設置及び運営に関する指針に基づき、女性委員を選任することが望ましいとの市側の要望も伝えられ、平成25年12月19日付け三行発第120号にて三重県行政書士会より山川久仁子氏が推薦され、平成26年1月1日付けで津市長より山川久仁子氏他4名が委嘱されている。

(4) 本件審査会の委員の身分について

本件審査会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置されており、その委員の身分は地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤の特別職である。

(5) 本件審査会による平成26年3月31日付け答申第27号について

答申第27号は、本件監査請求人が平成25年12月4日付けで津市に対して行った「津市教育委員会委員5人の選任同意議案の附属書1. 略歴書」に係る公文書開示請求について、実施機関である人事課が、平成25年12月18日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当であるとの内容である。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求は、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

請求人は、本件委員の配偶者が津市の指名競争入札参加者名簿に登載された企業の代表者であることから、本件審査会の委員として公平無私な裁決が行えるのか疑義があり、本件委員への委員報酬は、不当な支出に当たるとし、本件委員の速やかな解任手続きと委員報酬に係る支出の停止を求めている。

ところで、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条では、委員の任期及び職務上の義務等について定められており、同条第3項において、「委員は、公平不偏の立場において調査審議等に係る職務を遂行しなければならない。」と規定されている。また、同条第6項では、「委員は、審査会の行う調査審議の公正を妨げる事情があると判断するときは、会長(会長にあっては、審査会)の許可を得て、当該調査審議に係る職務の執行を回避することができる。」と規定されている。

請求人が請求の要旨に挙げている本件審査会による平成26年3月31日付け答申第27号の内容を確認した結果、本件委員又はその親族と調査審議対象の案件との間に利害関係を確認することはできなかった。また、仮に不服申立てに係る案件と委員又はその親族との間に利害関係を有し、審査会の行う調査審議の公正を妨げる事情があると判断される場合においては、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第6項に規定されるように、会長の許可を得て、調査審議を回避すればよく、委員として、公平不偏の立場において調査審議等に係る職務を遂行することに支障があるとは考えられない。更に、地方公務員法第3条第3項第2号に規定される非常勤の特別職という身分において、本件審査会委員となる者の親族関係についての制限規定がないことから、請求人の主張する理由のみを根拠として、公平無私に裁決を行うことができないとする主張に妥当性は認められない。

以上の理由から、請求人の主張は容認できないものと判断した。

以上